

○財務省告示第七十七号

関税法施行令（昭和二十九年政令第一百五十号）第一条の四第二項の規定に基づき、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百条（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき税関に手数料の納付（その期限が令和四年八月三十一日以後に到来するものに限る。）をすべき者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（令和二年二月一日以後に生じたものに限る。）により、その期限までに手数料の納付をすることができないと認める者に限る。）が行う当該納付については、その期限を別途財務省告示で定める期日まで延長する。

令和四年七月一日

財務大臣 鈴木 俊一